

令和8年度 納付期限 紳士の提出について

1. 納付期限 納付期限 納付期限 紳士の提出の対象者

令和8年1月1日に松山市に住所を有する方

給与支払者である事業主のみなさまには令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間）に支払った給与等について給与支払報告書を作成し、各1枚提出していただきます（給与支払報告書の控え（複写分）の提出は不要です）。給与支払報告書の用紙は税務署から送付しています（市役所からは送付していません）。

○給与所得者（従業員等）の「令和8年1月1日現在の住所地」が松山市にある場合は、給与支払報告書を松山市へ提出してください。給与支払報告書を提出する際の基準となる、**令和8年1月1日現在の住所地**とは、住民票上の住所ではなく**実際に居住している住所**です。

松山市に居住している方の住民登録が他市町村のままの場合、重複課税等の原因となりますので、早急に住民登録の異動手続きが必要なことをお伝えください。

○給与等を支払った方全員について給与支払報告書の作成をお願いします。年の途中で退職した従業員やアルバイトなど、給与の支払いが少額である場合も給与支払報告書の提出にご協力ください。

 提出期限は**令和8年2月2日(月)**です！

2. 総括表の記入について

個人番号又は法人番号の確認

記載内容に変更のある場合は朱書きで訂正してください。

※給与支払者が個人の場合は、支払者のマイナンバーカード（顔写真付き）の写し（両面）等を必ず添付してください。

給与支払者の氏名又は名称、所在地

記載内容に変更がある場合は朱書きで訂正してください。

給与支払者が法人である場合の代表者の氏名

法人の代表者の氏名を記入してください。

連絡者又は関与税理士等の氏名、電話番号

提出内容が確認できる担当者の連絡先を記入してください。

給与支払報告書（総括表）														
松山市長宛 令和8年1月19日 提出 指定番号 00000000001														
給与の支払期間	令和8年	月分から	月分まで											
給与支払者の個人番号又は法人番号	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	(右詰めで記載してください)
フリガナ	カブシキガイシャ エヒメイヨケンセツ													
松山市	株式会社 エヒメイヨ建設													
同上の所在地	〒 790-0003 三番町六丁目6番地1 松山市三番町四丁目7番地2													
長提	松山一郎													
連絡者	所属課・係名 人事課 給与担当 (フリガナ) マツヤマ ハナコ 氏名 松山 花子 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号													
用	電話番号 089-948-6291 関与税理士等の氏名及び電話番号													
	納入書の送付 必要 不要 電話番号													
特別徴収対象者	35人													
普通徴収対象者（退職者）	5人													
普通徴収対象者（退職者を除く）	10人													
報告人員の合計	50人													
所轄税務署名	税務署													
給与の支払方法及びその期日														

報告人員

特別徴収対象者には、**令和8年度**に特別徴収になる人数を記入してください。

普通徴収対象者（退職者）には、**令和8年度**に普通徴収になる人数のうち退職者の人数を記入してください。
※退職予定者は含みません。

普通徴収対象者（退職者を除く）には、**令和8年度**に普通徴収になる人数のうち退職者を除いた人数を記入してください。
※退職予定者はこちらに含めてください。

報告人数の合計には、上記の人数の合計を記入してください。

※個人別明細書を1人につき2枚以上（内容違い）提出する場合は、人数ではなく**提出枚数**を記入してください。

3. 特別徴収分仕切紙、普通徴収への切替申請書（兼仕切紙）の記入について

「特別徴収分仕切紙」、「普通徴収への切替申請書（兼仕切紙）」を必ず添付し提出してください。

電子データ（e L T A X 及び光ディスクなど）で提出する場合は切替申請書の提出は不要ですが、給与支払報告書（個人別明細書）の「普通徴収」欄にチェックを入れ、摘要欄には略号を入力してください。

摘要欄に略号の記入も必要です！

令和8年度 特別徴収分仕切紙	
特別徴収分の人数を記入してください。 総括表の特別徴収対象者と同じ人数になります。 あわせて、乙欄で特別徴収に該当する方の人数を記入してください。	
<input type="text" value="内乙欄特徴(人)"/> 35 人	
この仕切紙の下には、特別徴収分の給与支払報告書（個人別明細書）をつづってください。	
<給与支払報告書のつづり方>	
総括表 特別徴収分仕切紙 特別徴収分・給与支払報告書 普通徴収への切替申請書（兼仕切紙） 普通徴収分・給与支払報告書	
総括表を表紙として、特別徴収分仕切紙、普通徴収への切替申請書（兼仕切紙）の下に、それぞれ特別徴収分、普通徴収分の給与支払報告書（個人別明細書）をつづってください。	

令和8年度 普通徴収への切替申請書（兼仕切紙）		
（あて先）松山市長	指定番号 0000000001	
事業所名	株式会社 エヒメイヨ建設	
下記の理由で普通徴収への切替を申請します。		
略号	申 請 理 由	人 数
普A	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	2人
普B	給与が少なく税額が引ききれない・給与支払金額1,065,000円以下	3人
普C	退職者・退職予定者（5月末日まで）	5人
普D	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄給与該当者	5人
普通 徹 収 合 計 人 数		15人
該当者の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に必ず上記略号（普A・普B等）を記入してください。 ※記入がない場合や該当する理由がない場合は、特別徴収となりますのでご了承ください。		

※普通徴収への切替申請書（兼仕切紙）には上記普A～普Dの該当者の人数を記入してください。

<給与支払報告書（個人別明細書）の抜粋>

(摘要)												
該当する略号を必ず記入してください。 ⇒ 普 C												
令和8年3月31日退職予定												
未成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本人が障害者	特 別 の 他	妻 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生	中 途 就 退 職	就 職 退 職	年 月 日
				○							○	7 12 31

特別徴収できない場合は、給与支払報告書の摘要欄に「普通徴収への切替申請書（兼仕切紙）」の該当する略号を必ず記入してください。また、退職予定者は退職予定日及び略号を摘要欄に記入してください。
※記入がない場合、特別徴収の取り扱いとなります。ただし退職者・乙欄給与該当者は○内に記入がある場合は、略号を省略することができます。

4. 給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

令和8年度 給与支払報告書の提出について 別紙 も併せてご覧ください。

① 住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・生年月日

給与の支払いを受ける方の、令和8年1月1日現在の住所地を本人に確認し、番地・方書まで記入してください。
また、マイナンバー・氏名・フリガナ・生年月日も正確に記入してください。（姓と名の間は1文字空けてください）

② 他の支払者の給与等を合算して年末調整をした場合

②(a) 支払金額や②(b) 社会保険料等の金額は、合算後の額を記入してください。
※⑥「摘要」欄にも記入が必要です。記入方法は 別紙 ②をご覧ください。
※摘要欄に記載がない場合は、他社分（前職分）の合算が無いものとして計算します。

③ 控除対象扶養親族など

控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族について、③(a)には該当する欄に人数を、③(b)にはフリガナ・氏名・マイナンバーを記入してください。

※記入の際の注意点を 別紙 ③に記載していますので、ご確認ください。
また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、その額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

特定親族 特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

④ 住宅借入金等特別控除の適用がある場合

令和7年分の所得税で住宅借入金等特別控除を受けている場合は、④(a)と④(b)の2つの欄に記入してください。

※記入方法は 別紙 ④をご覧ください。

⑤ 特定親族特別控除の額

年末調整をした受給者のみ

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載してください。

（注）親族等の合計所得金額が58万円以下の場合は又は123万円を超える場合は、特定親族特別控除の適用を受けることはできません。

⑥ 摘要

・控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が4人を超える場合の氏名

氏名の前には括弧書きの数字を記入し、⑦で記入するマイナンバーとの対応関係が分かるように記入してください。

特定親族である場合には、氏名の後に特定親族特別控除の額に応じて、「特定親族特別控除の額の区分」を記載してください。

・所得金額調整控除の適用がある場合

該当する要件に応じて次のとおり記載してください。

要件	記載方法
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配） 例「氏名（同配）」
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整） 例「氏名（調整）」
扶養親族が年齢23歳未満	

※上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。

・②(b)「社会保険料等の金額」欄に、本人が直接支払った国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料や保険税が含まれる場合
それぞれの支払金額を記入してください。

マイナンバー制度の導入により、給与支払報告書に個人番号（マイナンバー）や法人番号の記入が必要となりました。

※給与支払者が個人の場合は、支払者のマイナンバーカード（顔写真付き）の写し（両面）を必ず添付してください。

マイナンバーカードがない場合は、通知カード等と身元確認書類（運転免許証等）の写しを添付してください。詳細は総括表の裏面をご覧ください。

※マイナンバーを取り扱う事業所は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい・紛失等を防ぐため、適切な安全管理措置を講じる必要があります。

担当者以外がマイナンバーを取り扱わない、施錠可能な棚に保管して情報へのアクセスを制限する等の適切な対応をお願いします。



記入例

8 支 給 与 支 払 報 告 書 （ 個 人 別 明 細 書 ）	※種別		※整理番号		※		
	※区分	※	※	※	※	※	
松山市二番町四丁目7-2 シマボウマンション203		(受給者番号) 1112233445567		(個人番号) 1112233445567		(役職名) マツヤマ タロウ	
松山 太郎		(氏名) 松山 太郎		(フリガナ) マツヤマ タロウ		(姓) 松山	
2(a) 支 払 金 額		給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調整控除後)		所 得 控 除 の 額 の 合 計 額		源 泉 徴 収 税 額	
8(a) 賞与 8(b) 特別 8(b) 配偶者有無 8(c) 有 8(d) 有		5,900,000 4,280,000 380,000 411,344		4,501,344 120,000 50,000 320,000		0 50,000 24,400 0	
8(a) 老人 8(b) 有 8(c) 有		3(a) 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) 老人 1 老人 1 老人 1		16歳未満扶養親族の数 (本人を除く) 老人 1 老人 1 老人 1		障害者の数 (本人を除く) 特異 5 特異 5 特異 5	
5(親族特別控除の額) 510,000		2(b) 保険料等の金額 411,344		生命保険料の控除額 120,000		地震保険料の控除額 50,000	
6(摘要) 前職：(有)松山商事 所在地：松山市一番町1丁目1 支払金額 1,578,600円 (1) 松山 税五郎(非居住者) (2) 松山 税八郎(30) (3) 松山 住子(年少)		6(源泉) 社会保険料 104,860円 松山 税五郎(非居住者) 松山 住子(年少)		6(源泉) 61,045円 松山 税八郎(30)		6(源泉) 61,045円 松山 住子(年少)	
7(生命保険料の内訳) 86,549		7(田舎地保険料の内訳) 87,654		7(新規年金保険料の内訳) 92,354		7(既存年金保険料の内訳) 0	
8(住宅借入金等特別控除適用額) 100,000		8(住宅借入金等特別控除適用額) 100,000		8(住宅借入金等特別控除適用額) 100,000		8(住宅借入金等特別控除適用額) 100,000	
9(イニシャル) 松山 梅子 松山 正也 松山 信也 松山 マサ子		9(イニシャル) 松山 桃子 松山 税子 松山 税次郎 松山 税美		9(イニシャル) 松山 セイコ 松山 タロウ 松山 ジロウ 松山 ジミ		9(イニシャル) 松山 タロウ 松山 ジロウ 松山 ジミ	
9(個人番号) 234567890123 456789012345 678901234567 789012345678		9(個人番号) 345676543201 345678901234567890 567901234567890 123456789012		9(個人番号) 8901234567890 345678901234567890 567901234567890 123456789012		9(個人番号) 77899000112 889900890123 901234567890 5891324567890	
9(区分) 外國人 死亡退職者 災害者 乙欄 本人が障害者 その他の 配偶者 ひとり親 労働学生		9(区分) 外國人 死亡退職者 災害者 乙欄 本人が障害者 その他の 配偶者 ひとり親 労働学生		9(区分) 外國人 死亡退職者 災害者 乙欄 本人が障害者 その他の 配偶者 ひとり親 労働学生		9(区分) 外國人 死亡退職者 災害者 乙欄 本人が障害者 その他の 配偶者 ひとり親 労働学生	
9(中途就・退職) 就職 退職 年月日 ○ 7 6 1		9(中途就・退職) 就職 退職 年月日 ○ 7 6 1		9(中途就・退職) 就職 退職 年月日 ○ 7 6 1		9(中途就・退職) 就職 退職 年月日 ○ 7 6 1	
9(受給者生年月日) 1 元亨 昭和 58 9 13		9(受給者生年月日) 1 元亨 昭和 58 9 13		9(受給者生年月日) 1 元亨 昭和 58 9 13		9(受給者生年月日) 1 元亨 昭和 58 9 13	
9(支払者) 松山市提出用 支払者 個人番号又は法人番号 3211234567890 住所(居所)又は所在地 愛媛県松山市三番町六丁目6番地1 氏名又は名称 株式会社エヒメイヨ建設 (電話)(089)-948-6291		9(支払者) 松山市提出用 支払者 個人番号又は法人番号 3211234567890 住所(居所)又は所在地 愛媛県松山市三番町六丁目7番地2 氏名又は名称 松山市役所市民税課 (電話)(089)-948-6290~6298・6266 ホームページ https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/rizaibu/siminzeika.html		9(支払者) 松山市提出用 支払者 個人番号又は法人番号 3211234567890 住所(居所)又は所在地 愛媛県松山市三番町六丁目7番地2 氏名又は名称 松山市役所市民税課 (電話)(089)-948-6290~6298・6266 ホームページ https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/rizaibu/siminzeika.html		9(支払者) 松山市提出用 支払者 個人番号又は法人番号 3211234567890 住所(居所)又は所在地 愛媛県松山市三番町六丁目7番地2 氏名又は名称 松山市役所市民税課 (電話)(089)-948-6290~6298・6266 ホームページ https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/rizaibu/siminzeika.html	

お問い合わせ

松山市役所 市民税課
〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
電話 089-948-6290~6298・6266
ホームページ <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/rizaibu/siminzeika.html>

⑦ 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が4人を超える場合の個人番号（マイナンバー）

上段に「5人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバー」を、下段に「5人目以降の16歳未満の扶養親族のマイナンバー」を記入してください。いずれの場合にもマイナンバーの前に⑥で記入した括弧書きの数字を記入し、摘要欄の氏名と対応するようにしてください。
(例「(1)マイナンバー」)

⑧ 配偶者

⑧(a)：(源泉)控除対象配偶者の有無

給与の支払いを受ける方が年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは【有】欄に「○」を記入してください。

給与の支払いを受ける方が年末調整の適用を受けていない場合で源泉控除対象配偶者を有しているときは【有】欄に「○」を記入してください。

⑧(b)：配偶者(特別)控除の額

配偶者控除、配偶者特別控除の控除額を記入してください。

⑧(c)：(源泉・特別)控除対象配偶者

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名及びマイナンバーを記入してください。

⑧(d)：配偶者の合計所得

配偶者の合計所得額、またはその見込み額を記入してください。

⑥：摘要

同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください（例「氏名（同配）」）。

⑨ 未成年者について

令和4年の民法の改正により、未成年者とは18歳未満の者となっていることにご注意ください。

給与支払報告書の提出後に退職等の異動があった場合

令和8年2月2日までに給与支払報告書を提出した従業員等の中で、退職・休職・転勤等により給与の支払いがなくなつた方がいる場合は、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。提出が遅れた場合、納稅義務者本人への納稅通知書の送付の遅れや、特別徴収義務者あてに督促状が発送されることがありますので、速やかにご提出をお願いします。
(「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は松山市ホームページに掲載しています。)